

鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用心得

1. 使用の際は、学生生活課担当係(以下「担当係」という。)の指示に従うこと。

2. 使用時間は、年末年始の休業日（12月29日から翌年1月3日）を除き、次のとおりとする。

(1) 宿泊室は、入所は16時30分から、退所は15時30分までとする。起床は6時30分、消灯は23時を原則とする。

(2) 研修室は、9時から23時までとする。

ただし、他団体等が宿泊している場合は、22時までには退出するものとする。

3. 使用者は、使用に当たり次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 使用時間を守ること。

(3) 火災及び盗難防止に留意すること。

なお、火気の使用は担当係の許可を受けること。

(4) 合宿研修所での飲酒はしないこと。

(5) 使用を許可された室以外は、使用しないこと。

(6) 備付器物の使用については、担当係の許可を受けること。

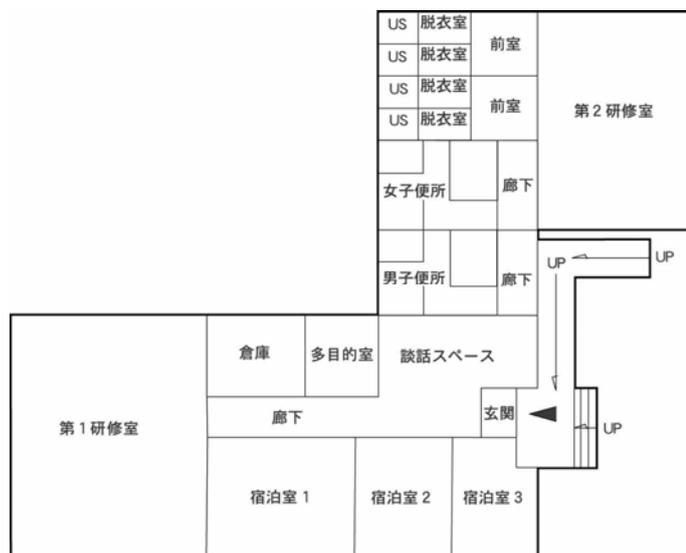
(7) 建物、設備を損傷、汚染し又は許可なくして工作を加えないこと。

(8) 合宿中は、各自が備付器物の整理、整頓をするとともに、使用後は、研修室等の清掃、整理、整頓を行い、退所すること。

(9) 施設への単車及び乗用車での乗り付けはしないこと。

(10) その他不明の点については、担当係に申し出てその指示に従うこと。

4. 鍵の貸し出しは学生生活課に申し出ることとし、転貸は禁止する。



鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用の手引き

◆ 研修計画の作成

合宿研修の目的に沿って、使用団体が自主的にプログラムを組んでください。
使用申込みの際、研修計画書を添えてください。

◆ 使用の方法について

使用者がお互いに研修成果をあげるために、次のように利用してください。

1. 使用者は、寝具、洗面用具を持参してください。
2. 使用者は、指定された室で研修し、使用期間中は学生生活課の指示に従い、次の事項を遵守してください。
 - (1) 各室備え付けの備品は移動させないこと。必要な場合は学生生活課に相談してください。
 - (2) 火気については、細心の注意を払うこと。
 - (3) 退室の際は、備品等の数量の確認と室内の清掃を行って職員の点検を受けてください。
 - (4) その他備品等の貸出、施設の使用などについては、平日の8時30分から17時15分までの間に学生生活課に問い合わせてください。
3. 当合宿研修所の利用期間と日課は原則として次のとおりです。
 - (1) 宿泊室
 - ア 入所は16時30分から、退所は15時30分までに済ませてください。
 - イ 1泊2日以上7日以内
 - ウ 起床6時30分、消灯23時
 - エ シャワーは宿泊者に限り使用できます。17時～21時の間に使用してください。
 - (2) 研修室
 - ア 1日以上7日以内
 - イ 利用時間帯は9時～23時
ただし、他団体等が宿泊している場合は22時までに退出してください。
 - (3) 屋外共用作業スペース
 - ア 1日以上7日以内
 - イ 合宿研修所を利用しない場合でも利用することができます。あらかじめ学生生活課へ届け出てください。なお、当スペースはコンパ等には使用できません。
4. 合宿研修所の鍵は学生生活課で受け渡しします。
鍵は翌日(日曜・祭日の場合は休みの翌日)学生生活課へ返却してください。

◆ 使用できる施設・設備

1. 当合宿研修所の収容人員は48名です。研修室は原則として団体ごとに指定しますが、使用者多数の場合は異なる団体で共同使用することもあります。

2. 施設概要と収容人員

室名	和洋別・広さ	宿泊可能人員		備考
第1研修室	66 m ²	32人	18人	
第2研修室	48 m ²		14人	
宿泊室1号	16 m ²	4人		2段ベッド
宿泊室2号	20 m ²	6人		2段ベッド
宿泊室3号	17 m ²	4人		2段ベッド

洗面，洗濯室			電気洗濯機 2
シャワー室	(男) 2室 (女) 2室		
教員室		2人	

◆ その他

合宿研修所使用について，不明な点は，学生生活課に連絡してください。